

ヘルパーステーションサービス
(介護保険適用外サービス)

運営規程

社会福祉法人 梓の郷

ヘルパーステーションサルビア（介護保険適用外サービス）

運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人梓の郷（以下、「事業者」という。）が開設するヘルパーステーションサルビア（以下、「事業所」という。）が行う介護保険適用外サービス（以下、「有償サービス」という。）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者（以下、「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な有償サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、有償サービスの提供を行う。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーションサルビア
- (2) 所在地 長野県松本市梓川倭 3234 番地 15

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等を行う。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算2.5名以上
訪問介護員等は、有償サービスの提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
ただし、12月31日から1月3日までを除く。土曜日、日曜日は要相談とする。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分
ただし、6時から8時30分、17時30分から22時までは要相談とする。
- (3) 上記営業日・営業時間以外でも電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) サービスの提供は、365日、24時間行う。

(有償サービスの内容及び利用料、その他の費用の額)

第6条 事業者が提供する有償サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介助
 - (2) 付き添い介助
 - (3) 買い物代行
 - (4) 通院付き添い
 - (5) 入退院支援
 - (6) 家事支援
 - (7) ごみ出し支援
- 2 事業者は、医療行為は行わない。
 - 3 有償サービスに係る費用は、全て利用者が負担する。
 - 4 利用者は、同条第1項に定める有償サービスについて、別紙の「有償サービス利用表」に記載された定めに従い、サービス利用料金を事業者に支払うものとする。
 - 5 有償サービスの料金が発生する時間は、訪問介護員等が事業所を出発した時間から当該訪問介護員等が事業所に戻るまでの時間の合計時間とします。但し、ゴミ出し支援及び利用者自宅内のみで有償サービスを提供する場合は、訪問介護員等がその移動に要する時間は含まれません。また、30分毎で費用が発生し、30分に満たない場合においても30分単位で費用が発生するものとする。
 - 6 有償サービスの提供に係る交通費は、全て利用者が負担する。また、有償サービスの提供に伴って発生する訪問介護員等に係る費用（交通費、入場料及び飲食を伴う場合の飲食代等）は利用者が負担するものとする。
 - 7 買い物代行、目的地までの移動及びごみ出し支援の移動等で事業所の自動車を利用する場合は、その経費として、利用者は1kmにつき30円（消費税込）を事業者に支払うものとする。
 - 8 2名以上の訪問介護員等により有償サービスを提供する必要があると判断される場合には、利用者の同意を得た上で、2名以上の訪問介護員等によりサービスを提供するものとする。この場合には、通常のサービス利用料金に訪問介護員等の人数を掛けた料金を利用者は支払うものとする。

- 9 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその保証人（以下、「利用者等」という。）に対して事前に文書で説明をした上で、利用者等の同意を得るものとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第7条 訪問介護員等は、有償サービスの提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保証人及び主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。
- 2 前項における対応を行った場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第8条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ通報し、再発の確実な防止策を講じる。

（その他運営についての留意事項）

- 第9条 事業者は、訪問介護員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1年以内
 - (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者等の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、有償サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間（事故及び苦情に関する記録は5年間）保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人梓の郷と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別紙

有償サービス利用表

【サービス料金】(税込)

30分毎(ごみ出し支援は除く)	1,180円
ごみ出し支援	100円/回

※30分に満たない場合においても、30分単位で上記の費用を請求いたします。

【割増】(税込)

通常時間帯(8:00~18:00まで)	1,180円(通常料金)
早朝(6:00~8:00まで)	1,475円(25%割増)
夜間(18:00~22:00まで)	1,475円(25%割増)
深夜(22:00~翌6:00で)	1,770円(50%割増)
訪問介護員等2名以上	利用料金×訪問介護員等数

※ごみ出し支援は除く

【キャンセル料】

連絡時期	キャンセル料
サービス利用の時間前までに申し出があった場合	無料
サービス利用の時間前までに申し出が無かった場合	予定していたサービス利用の 相当時間分の料金